

[事案 16-15] 入院・手術給付金請求

- ・平成 16 年 11 月 18 日 裁定受理
- ・平成 17 年 3 月 10 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

平成 15 年 5 月、子宮筋腫の手術のために 12 日間入院したので所定の入院給付金および手術給付金の支払を求め。子宮筋腫は契約前に発病しており告知しなかったとの理由で支払われなかったが、告知書の「過去 5 年以内の健康状態について病気やケガで 7 日間以上にわたり医師の診断、検査、治療を受けたことがありますか」の質問に対しては 3 回しか通院していないため「該当なし」と判断した。「7 日間以上にわたり」とは「一連の症状による初診から最終受診日までの期間」のことを意味するとは解されず告知義務違反になることは納得がいかない。

責任開始期から 2 年は契約前に発生した疾病に基づく入院・手術について給付金は支払わない旨の説明を受けておらず、知っていれば時期を遅らせて入院したものである。

< 保険会社側の主張 >

責任開始期は平成 13 年 11 月であるが、申立人は平成 11 年 10 月に子宮筋腫の診断を受けている。約款規定は「責任開始期以降に発生した疾病または傷害を直接の原因とした入院または手術に対し給付金を支払う」となっており、責任開始前に発生した疾病を原因とした入院、手術であるから給付金の支払対象とはならない。

責任開始期から 2 年経過後のみなし規定は上記規定を永久に適用することは契約者・被保険者の立場を著しく制限することになることから、責任開始期から 2 年経過後に開始した入院および手術は責任開始期以降に発生したものとみなすと設けた規定である。

告知書については、慢性疾患に罹患されている場合は通常記入していただくことを想定しているものである。

< 裁定の概要 >

疾病入院特約条項によれば、申立契約において責任開始期以降に発生した疾病による入院のみを給付金支払の対象としていることは明らかである。また、申立人が責任開始期前に既に子宮筋腫に罹患していたことは証拠上明らかであり、保険会社が各給付金の支払義務がないことは明白である。

また、申立人は責任開始期から 2 年間は入院・手術給付金が支払われなかったとの説明がなかったと主張するが、そもそも保険契約は契約時既に発生している保険事故については保険金等支払の対象とならないことが原則であり、責任開始後 2 年を経過した後に開始した入院・手術を責任開始後に発生した疾病とみなすとの規定は被保険者の有利に例外を定めたものであるため、これを説明しなかったとしても直ちに重要事項について説明がなかったとはいえない。

入院治療をするか否かは医学的判断により最も適切な時点でなされるものであり、保険金等の支払有無によってこれを決するとの主張は裁定審査会としては採用するところではない。

また、告知義務違反の有無についての指摘については本件契約に伴う告知事項の記載

方法は分かりにくい部分があり、申立人の意見は傾聴に値するものがあるが、告知義務については当該紛争の争点ではないので、判断を必要としないものである。

以上、裁定審査会は本件申立ては疾病入院特約に基づく入院・手術給付金の支払要件は満たされていないと判断し、裁定書をもってその理由を明らかにし裁定手続きを終了した。